

## 緊急雇用対策 市臨時職員募集

- 対象** 今年1月1日以前から安城市に住民登録があつて居住している人で、次に該当する人。ただし、すでに市が実施した緊急雇用対策の臨時職員として雇用中・雇用された人は応募できません。
- 平成19年10月1日以降に、企業の雇用調整などによる解雇・継続雇用中止で離職をした
- 就職活動をしている
- 外国人は、日本語で日常会話ができること。
- 雇用期間** 雇用の日から6か月以内(6月1日(火)～11月30日(火))
- 勤務時間** 原則午前8時30分～午後5時
- 勤務内容／予定人数／賃金**
  - 資源ごみ回収・リサイクルプラザ場内整理など(環境保全課)／7人／時給1150円
  - 体育施設の管理・環境保全業務など(体育課)／2人／時給880円
  - 明治用水緑道パトロール・清掃業務など(公園緑地課)／2人／時給880円
- その他** 失業手当を受給している人は、賃金を受け取ることで、失業手当の受給額に影響が出る場合があります。詳細については、ハローワークに問い合わせてください。

### 問▼人事課

(☎871)2203)

## 市レジ袋削減推進協議会 「環境活動助成金」助成団体募集

- 有料レジ袋の収益金を、環境活動に還元します。
- 応募資格** 市内で活動する団体(構成員3人以上)
- 対象活動** 7月1日(木)～来年3月31日(木)に実施する、地球温暖化防止・ごみの減量・環境教育など、環境保全を目的とした活動
- 助成金額** 1事業あたり上限50万円
- 助成団体数** レジ袋収益金の範囲内で決定

### 問▼清掃事業所

(☎876)3053)

## 介護保険料・後期高齢者医療保険料収納員募集

- 採用期間** 6月1日(火)～12月31日(金)
- 募集人数** 1人
- 応募資格** 自家用車(軽・小型自動車に限る)を業務に使用でき、パソコン入力ができる人
- 業務内容** 介護保険料・後期高齢者医療保険料についての訪問徴収、口座振替の推進業務
- 勤務日時** (月)～(金)午前9時～午後4時
- 賃金** 時給1130円、通勤割増200円など
- 選考** 面接
- 申し込み** 5月6日(木)～12日(火)(但(火)を除く)に電話で介護保険課へ

### 問▼介護保険課

(☎871)2226)

## 植樹祭 in 根羽村



森の役割や大切さを体験してみませんか。

- とき** 6月5日(土)午前8時～午後5時
- ところ** ネバーランド(長野県根羽村) 集合場所↓市役所西会館
- 内容** 根羽村植樹祭へ参加(現地への往復は、市の大型バスを利用)
- 対象** 小学生以上(小・中学生は保護者同伴)
- 定員** 20組(2人1組)
- ※応募多数の場合は抽せん。
- その他** 昼食などをご持参ください
- 申し込み** 5月6日(木)～14日(金)(但(火)を除く)午前9時～午後5時15分に電話で財政課(☎871)2210)へ

## 7月1日(木)採用 市社会福祉協議会職員募集

- 採用予定人数** 1人程度
- 受験資格** 昭和35年4月2日以降生まれで、保健師または看護師と、介護支援専門員の資格を持ち、ケアマネジャー経験がある人
- ※身体障害者は、自力で通勤でき、介護者なしで職務の遂行ができること。
- 勤務日時** 原則(火)～(土)の午前8時30分～午後5時15分
- ※業務により、時間外勤務・休日勤務があります。
- 給与** 初任給大卒の例↓18万5976円 手当↓通勤、扶養、住居、期末勤勉
- 選考** 一次試験↓筆記(5月20日(木)、二次試験↓作文・面接(6月2日(火))
- 申し込み** 5月1日(土)～14日(金)(必着)午前9時～午後5時(但(月)、4日(火)～6日(木)を除く)に受験申込書を持参か郵送で市社会福祉協議会(〒446-0046 赤松町大北78-4)へ

### 問▼市社会福祉協議会

(☎877)2941)

## 5月12日(水)は民生委員・児童委員の日



現在、187人の民生委員・児童委員と、21人の主任児童委員が、地域福祉のために活動しています。

- 民生委員制度** 民生委員制度は、大正6年5月12日に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まり、「方面委員」、「民生委員」と名称を変えて今日に至っています。昭和52年に、制度発足日を「民生委員・児童委員の日」と定めました。

なお、昭和22年の児童福祉法の制定とともに、すべての民生委員は児童委員の役割を併せもつようになりました。また、平成6年からは児童委員を応援する「主任児童委員」が置かれ、児童福祉の活動の充実が図られました。

- 民生委員の業務** 日ごろから、担当区域の実情や福祉ニーズの把握に努め、必要とす

## ふれあい補償制度をご利用ください

- 対象** 市内に活動の拠点を置く5人以上のグループ
- ※法人格を持つ協会・連盟に加入している団体、対価を得る活動などは対象外。
- 対象となる活動**
  - 防火・防犯・防災・清掃・交通安全活動、資源ごみ回収、町内会運動会など
  - スポーツ、レクリエーション、文化サークル活動など
  - 子ども会、ボーイ・ガールスカウトなどの指導育成活
- 内容**
  - 賠償責任保険(主催者や指導者が法律上の賠償責任を問われた場合)↓事故1件につき最高5億円(免責1

### 問▼財政課

(☎871)2210)

### 問▼社会福祉課

(☎871)2224)

### ●お気軽にご相談ください

民生委員・児童委員は、職務上知り得た秘密を堅く守ることが義務付けられています。生活上、困ったことがあります。居住している区域を担当する民生委員・児童委員については、社会福祉課に問い合わせてください。